

品川区新総合庁舎 アクセシビリティ整備の手引き（素案）

品川区
令和5年11月

アクセシビリティ整備の手引き策定にあたって

1) 目的

品川区では、現庁舎の老朽化・区を取り巻く環境の変化・行政ニーズの多様化に対応するため、新庁舎整備の検討を進め、令和5年度からは設計に着手しています。整備に際しては、「品川区新庁舎整備基本計画」における基本理念の1つである

「誰にでもやさしく便利で機能性にあふれた庁舎」

を実現するために、庁舎としての利用しやすさの基準を「手引き」として取りまとめ、**設計に反映させることで、アクセシビリティに十分配慮した新庁舎を整備**することを目的とします。

2) アクセシビリティについて

アクセシビリティ “Accessibility” とは、一般的には「近づきやすさ」「利用のしやすさ」「便利であること」などと訳されます。

障害者の権利に関する条約においては、原文の第9条「Accessibility」について**「施設およびサービスなどの利用の容易さ」**の訳があてられており、本手引きにおける定義はこれに基づきます。

品川区の新庁舎では、計画段階で多様な方にご意見をうかがい、手引きを策定し、それをもとに設計に活かすことで、アクセシビリティの高い施設を実現していきます。

3) 手引き策定にあたっての考え方

- ・ 多様なご意見をうかがい、多くの気づきを反映させる

手引きを策定する上では、新庁舎についての多様な使い方を想定する必要があります。既存の法令や各種整備基準を踏まえながらも、様々なご意見をうかがい、相互の調整を図っていくことでより多くの気づきを反映させた施設づくりを実現します。

- ・ 施設の具体的な使い方を想定し、理解することが、アクセシビリティを高める

設計に際して個別多様なご意見を反映するにあたっては、施設が利用される場面を具体的に想定し理解することで、より実態に合った、利用しやすい庁舎を整備できるものと考えます。

目次

- 01 通路
- 02 傾斜路（スロープ）
- 03 階段
- 04 エスカレーター
- 05 エレベーター
- 06 扉
- 07 車いす使用者駐車場
- 08 トイレ
 - 08-1 一般トイレ
 - 08-2 個室トイレ
 - 08-3 バリアフリースペース
- 09 ベビーケアルーム
- 10 カームダウン、クールダウンルーム
- 11 窓口カウンター
- 12 議会傍聴席
- 13 表示（点字・サイン計画）
- 14 視覚障害者誘導用ブロック
- 15 緊急時対応
- 16 その他の設備

エリア分けによる基準の設定

この手引きでは、既存の法令や各種整備基準を踏まえながら、より高い水準が必要と考えられる場合には適宜基準を定めます。

そのため、新庁舎並びにその敷地内を「屋内エリア」と「屋外エリア」に分け、「屋外エリア」はより不特定多数の多様な方が訪れることを想定し、最も高い基準を設定します。

また、「屋内エリア」の中でも比較的高い水準が必要と考えられる箇所については、特に「来庁者エリア」と位置付け、屋内のその他の箇所よりも高い基準を設定します。

また、屋内エリアと屋外エリアに共通して適用する基準を「全エリア共通」として設定します。

標準的な基準

最も高い基準

屋内エリア

<職員エリア>

事務室やバックヤード動線など、主に職員の利用を想定するエリア。

<例>

事務室、バックヤード動線
職員通用口、職員用階段
職員用エレベーター

<来庁者エリア>

窓口や廊下など、一般的な来庁者の利用を想定するエリア。

<例>

窓口カウンター、廊下
エレベーター、エスカレーター
トイレ、議会傍聴席

屋外エリア

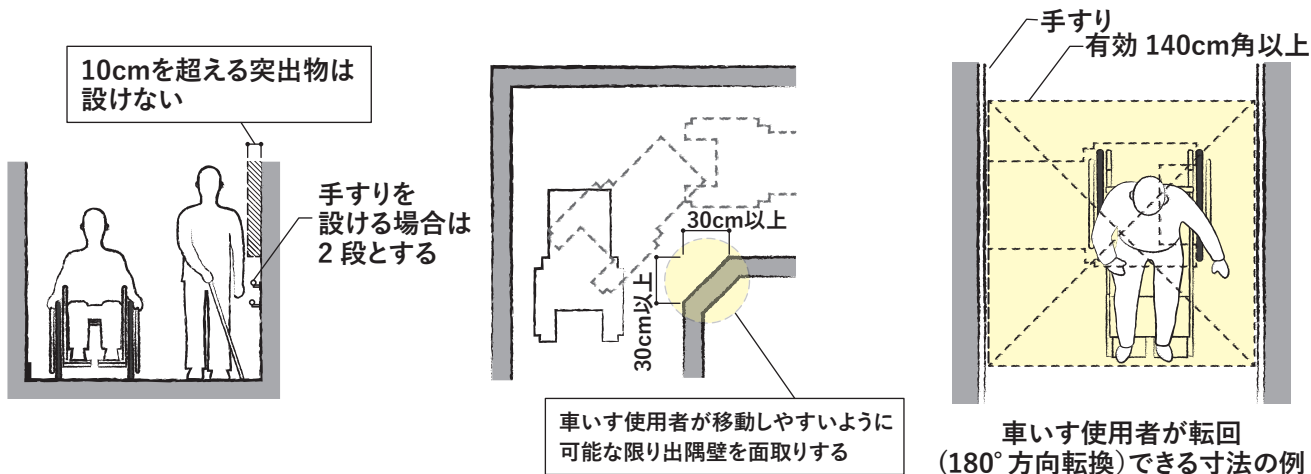
屋外デッキ、エントランスホールなど、不特定多数の方の利用を想定するエリア

<例>

エントランスホール
屋外デッキ、屋外階段

01 通路

屋内廊下は、場所や用途に応じて適切な幅を確保し、緊急時の避難などを考慮して、できるだけわかりやすく通行しやすいものとします。また、壁からの突出物をなくし、床面は滑りにくい仕上げとするなど、誰もが安全・円滑に通行できるように配慮します。



全エリア共通

- ・ 出入口前後に **140cm** 角以上の転回スペースを設ける。
- ・ 床の表面は粗面、または滑りにくい素材とする。

+

屋内エリア

<職員工エリア>

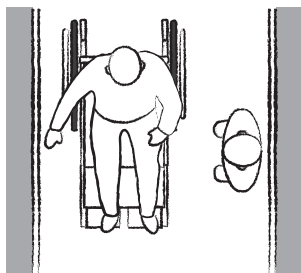
廊下有効幅 **120cm** 以上

<来庁者エリア>

廊下有効幅 **140cm** 以上
延長 **50m** につき
1 か所以上の転回場所

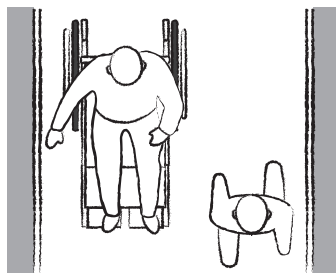
屋外エリア

廊下有効幅 **180cm** 以上



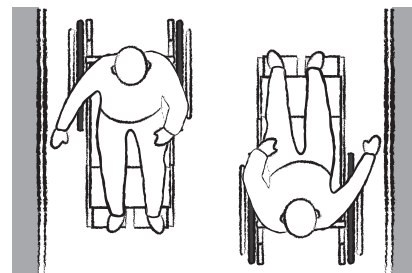
有効 **120cm** 以上

通路を車いす使用者が通行しやすい寸法
人が横向きになれば、車いす使用者とすれ違える寸法



有効 **140cm** 以上

人と車いす使用者がすれ違える寸法

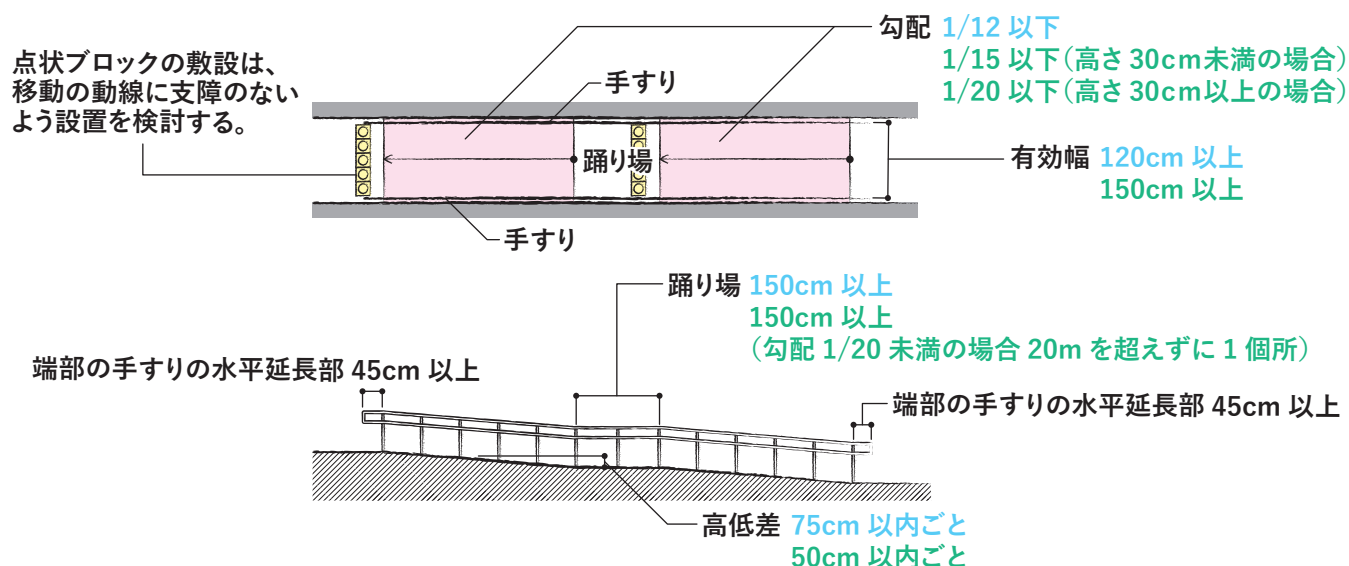


180cm 以上

車いす使用者同士がすれ違える寸法
車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法

02 傾斜路（スロープ）

床面に設ける傾斜路（スロープ）は、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーを押している人、重量物を運んでいる人など、多様な移動が円滑に行えるように整備します。また、安全かつ円滑に通行できるよう、適切な勾配や有効な幅員を確保し、踊り場や手すりを設置します。



全エリア共通

- ・滑りにくい仕上げとする。
- ・傾斜部と平坦部の識別が容易なように色と明度に差をつける。
- ・傾斜部の手前 平坦部には点状ブロックを設置する。
 (ただし高さ 16cm 以下かつ勾配 1/12 以下の場合はのぞく)
- ・手すりは両側に設置



屋内エリア

幅 **120cm 以上**

勾配 **1/12 以下**

高さ **75cm 以内ごと**
150cm 以上の踊り場設置

手すりの水平延長部 **45cm 以上**

屋外エリア

幅 **150cm 以上**

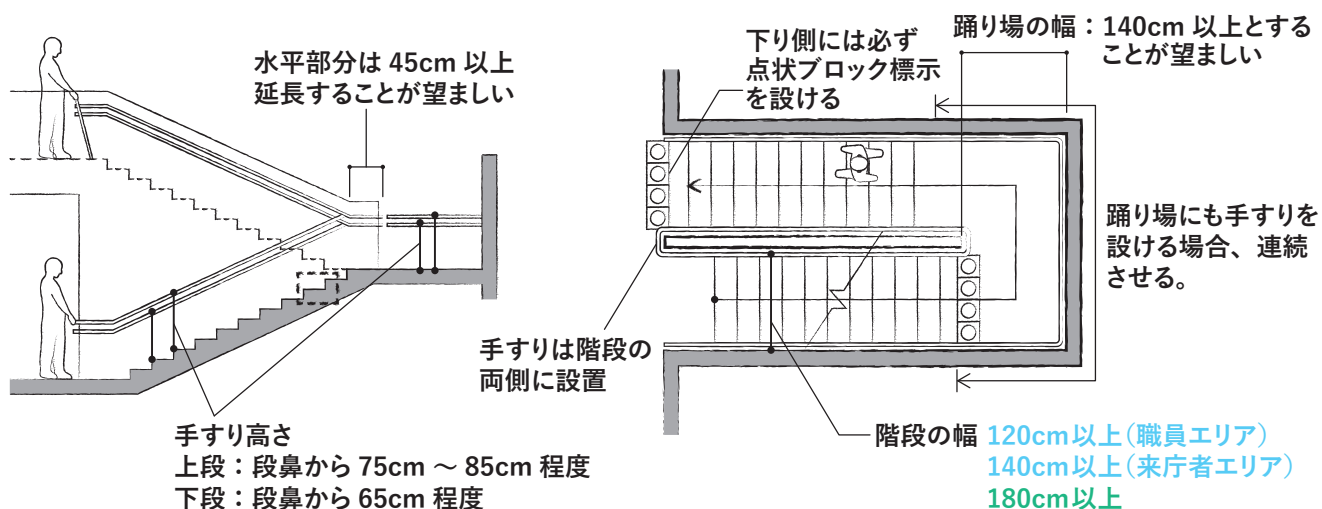
傾斜路高さ 30cm 未満の場合、
 勾配 **1/15 以下**
 傾斜路高さ 30cm 以上の場合、
 勾配 **1/20 以下**

高さ **50cm 以内ごと**
150cm 以上の踊り場設置
 (勾配 1/20 未満の場合
 20m を超えずに 1 か所)

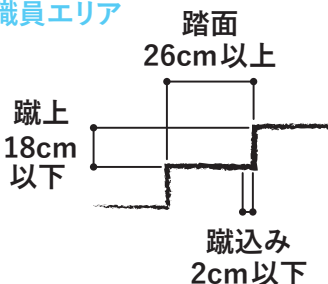
手すりの水平延長部 **45cm 以上**

03 階段

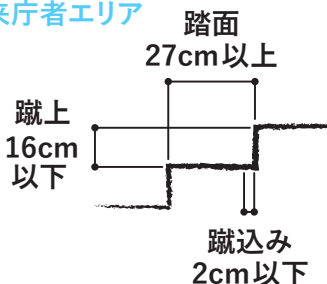
階段は、利用者にとって身体的負担が大きくなる場所であるとともに、転落、転倒等の危険性の高い場所であることから、誰もが安全かつ円滑に利用できる構造とします。また、視覚障害のある方の転落防止をはじめ、高齢者、障害のある方の昇降のしやすさに配慮します。



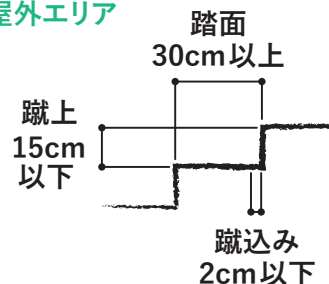
職員エリア



来庁者エリア



屋外エリア



全エリア共通

- ・蹴込みは 2cm 以下にする。
- ・滑りにくい仕上げとする。
- ・段鼻と踏面の明度・色相・彩度の差を大きくし、識別し易くする。

+

屋内エリア

<職員エリア>

幅 120cm 以上
蹴上 18cm 以下
踏面 26cm 以上
手すりは片側に設置

<来庁者エリア>

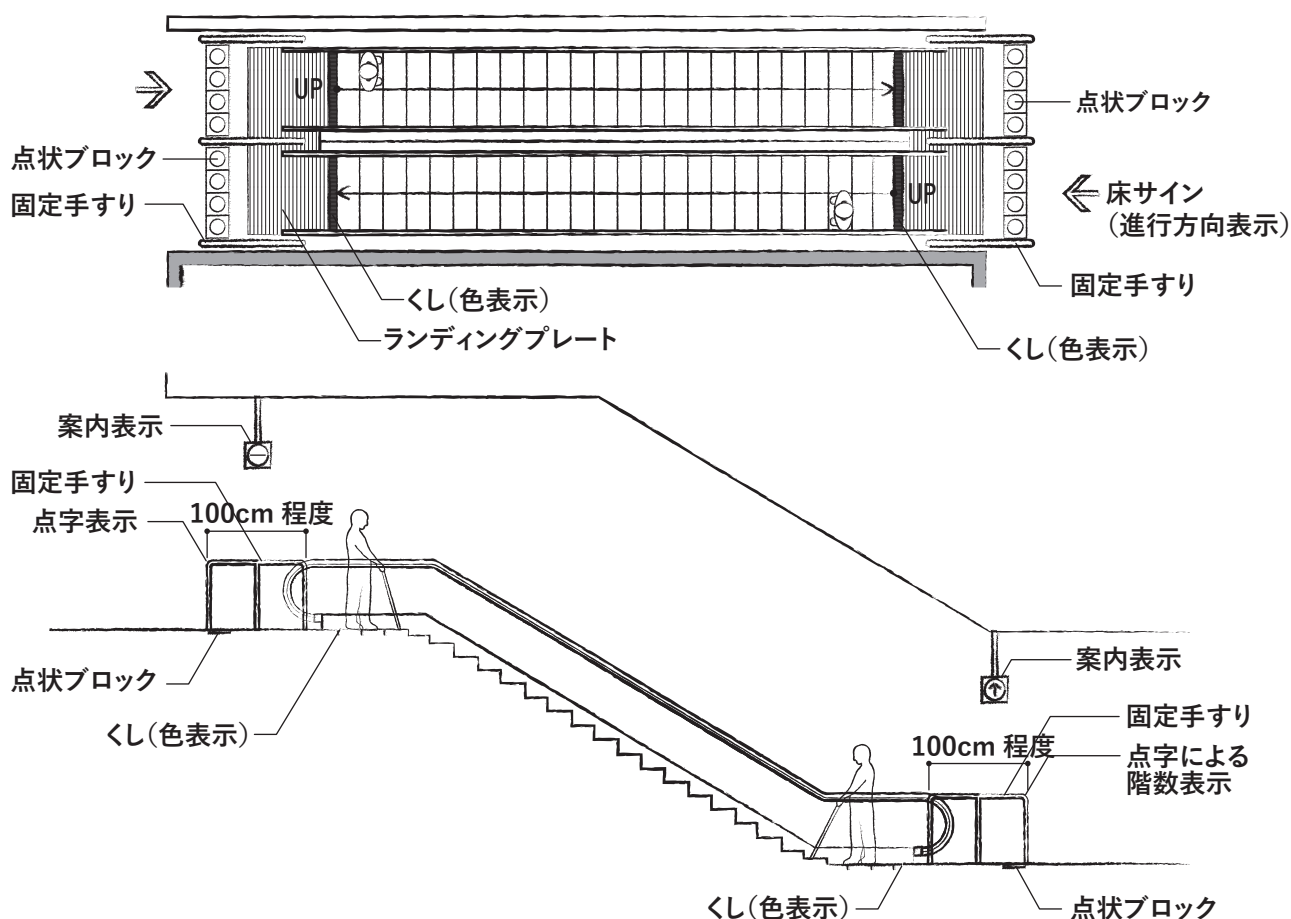
幅 140cm 以上
蹴上 16cm 以下
踏面 27cm 以上
手すりは両側に設置

屋外エリア

幅 180cm 以上
蹴上 15cm 以下
踏面 30cm 以上
手すりは両側に設置

04 エスカレーター

エスカレーターは、主要な階段に隣接して設けます。乗降口は、高齢者、障害のある方の安全な乗降に配慮するとともに、視覚障害のある方に注意を喚起する措置を行います。



屋内エリア

<来庁者エリア>

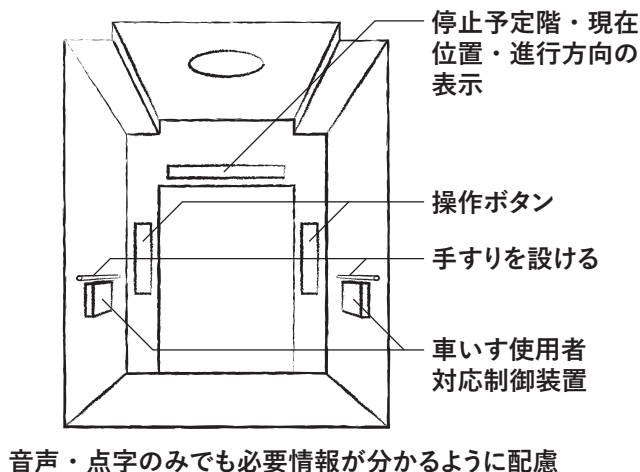
- ・上下端部に点状ブロックで注意喚起を行う。
- ・踏み段四方に縁取りを設け、識別しやすくする。
- ・エスカレーターの行き先および昇降方向を知らせる音声案内装置を乗り口に設置し、進行方向が分かるように配慮する。

屋外エリア

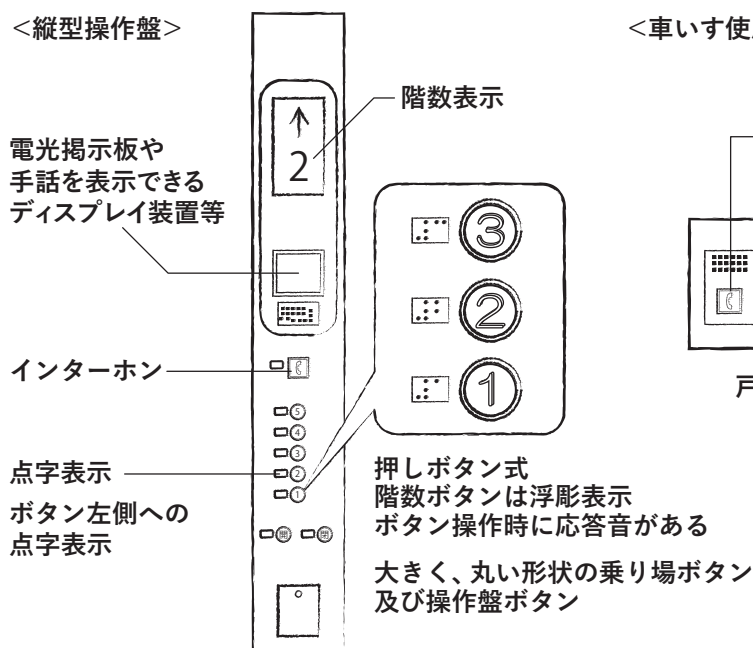
- ・上下端部に点状ブロックで注意喚起を行う。
- ・踏み段四方に縁取りを設け、識別しやすくする。
- ・エスカレーターの行き先および昇降方向を知らせる音声案内装置を乗り口に設置し、進行方向が分かるように配慮する。
- ・乗降口に、くしから 70cm 程度の移動手すりを設ける。
- ・乗降口に長さ 100cm 程度の固定手すりを設ける。
- ・ステップの水平部分は 3 枚以上、通常段差に達するまでのステップは 5 枚程度確保する。

05 エレベーター

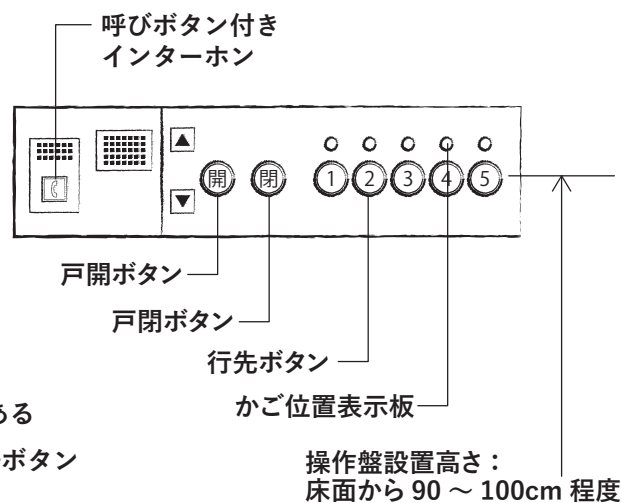
エレベーターの設置にあたっては、配置、かごの大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさなど、移動の負担を軽減することに配慮します。また、通常時・緊急時ともに、視覚障害のある方、聴覚障害のある方への情報提供に配慮します。



<縦型操作盤>



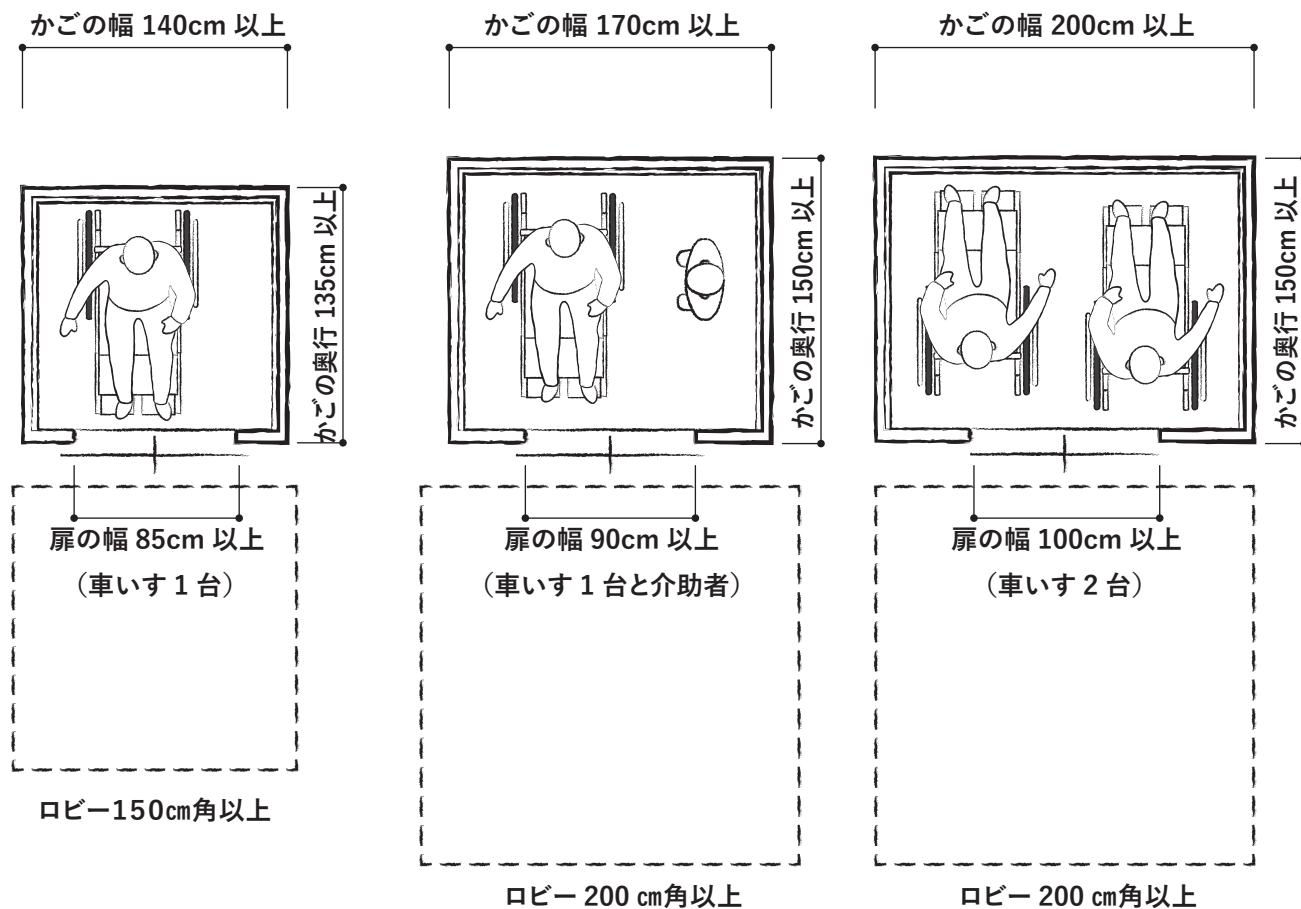
<車いす使用者対応主操作盤>



全エリア共通

- ・ 主要経路に配置する。
- ・ かご内の床面とその他の床面を、色の濃淡で区別できるようにする。
- ・ 停止予定階・現在位置・昇降方向を表示する。
- ・ 制御装置には点字表示を設置し、車いす使用者対応制御装置を設ける。
- ・ かご内に鏡を設置する。
- ・ 到着階・出入口戸の閉鎖・昇降方向を知らせる音声案内装置を設ける。
- ・ 手すりを設ける。

エレベーターのかごサイズと乗降ロビーの大きさ



屋内エリア

<職員エリア>

扉の幅 85cm 以上

かごは 11 人乗り以上かつ
幅 140cm × 奥行 135cm 以上

乗降ロビーは
幅・奥行 150cm 以上

<来庁者エリア>

扉の幅 90cm 以上

かごは 15 人乗り以上かつ
幅 170cm × 奥行 150cm 以上

乗降ロビーは
幅・奥行 200cm 以上
外から中が見える仕様とする

ストレッチャー対応エレベーターを 1 基設置する。

屋外エリア

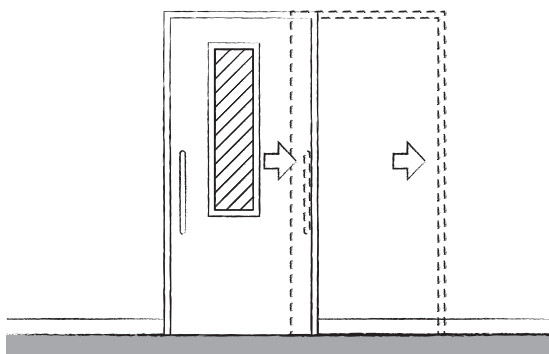
扉の幅 100cm 以上

かごは 20 人乗り以上かつ
幅 200cm × 奥行 150cm 以上

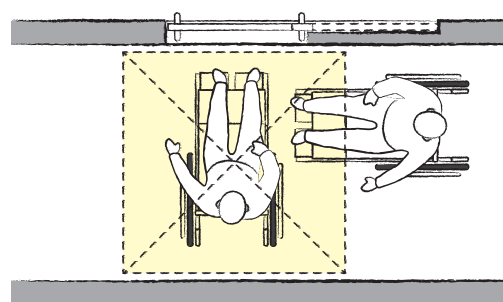
乗降ロビーは
幅・奥行 200cm 以上
外から中が見える仕様とする。

06 扉

扉は、誰もが安全かつ適切に建物または居室に出入りできる必要があります。車いす使用者などに配慮して、扉の前に高低差、段差を設けず、出入口の前後には、車いす使用者などが待機できるスペースを設けます。また、扉は音漏れなどの対策が必要となる部屋等を除いて可能な限り、引き戸や自動扉など誰もが簡単に開閉できる構造を選択します。



容易に開閉できる引き戸が望ましい



ドアの前には転回スペースを設ける

全エリア共通

- ・ 回転扉を使用しない。
- ・ ドアハンドルは床面から **90cm** 程度の位置に設ける。
- ・ 車いす使用者が自力で開閉できるように、出来るだけ軽い扉を採用する。
- ・ 扉の前には車いす転回スペースを設ける。
- ・ 原則、扉の前後には高低差、段差を設けない。



屋内エリア

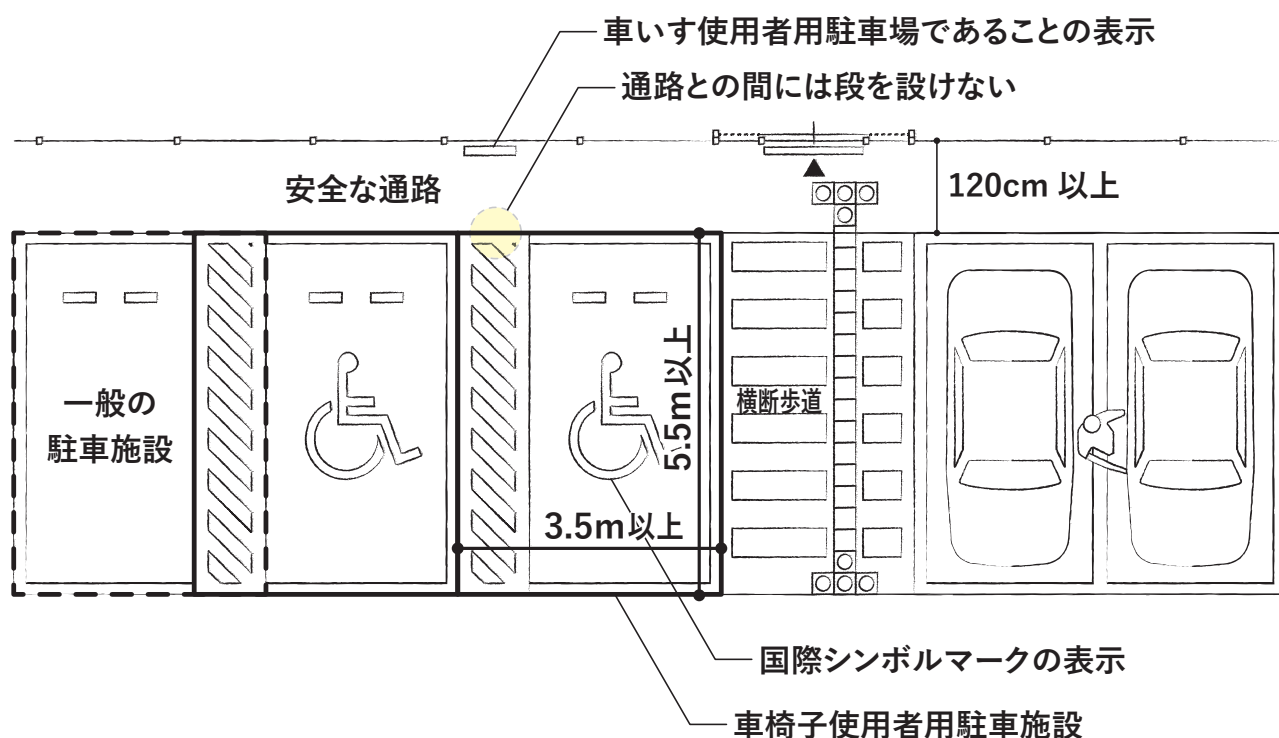
- | | | |
|---|-------------------------------------|--|
| <p><職員エリア></p> <p>扉有効幅 80cm 以上</p> | <p> </p> <p>┆</p> <p>┆</p> <p> </p> | <p><来庁者エリア></p> <p>扉有効幅 85cm 以上</p> |
| <p>※トイレは除く。</p> | | |

屋外エリア

扉有効幅 **90cm** 以上

07 車いす使用者駐車場

車いす使用者駐車場は、利用しやすい位置に十分なスペースを用意し、駐車区画の有無や位置が容易に確認できるよう適切な案内表示を設けます。



※車いす使用者用駐車区画の乗降スペース（ゼブラゾーン）は、通路や横断歩道と兼用しない。

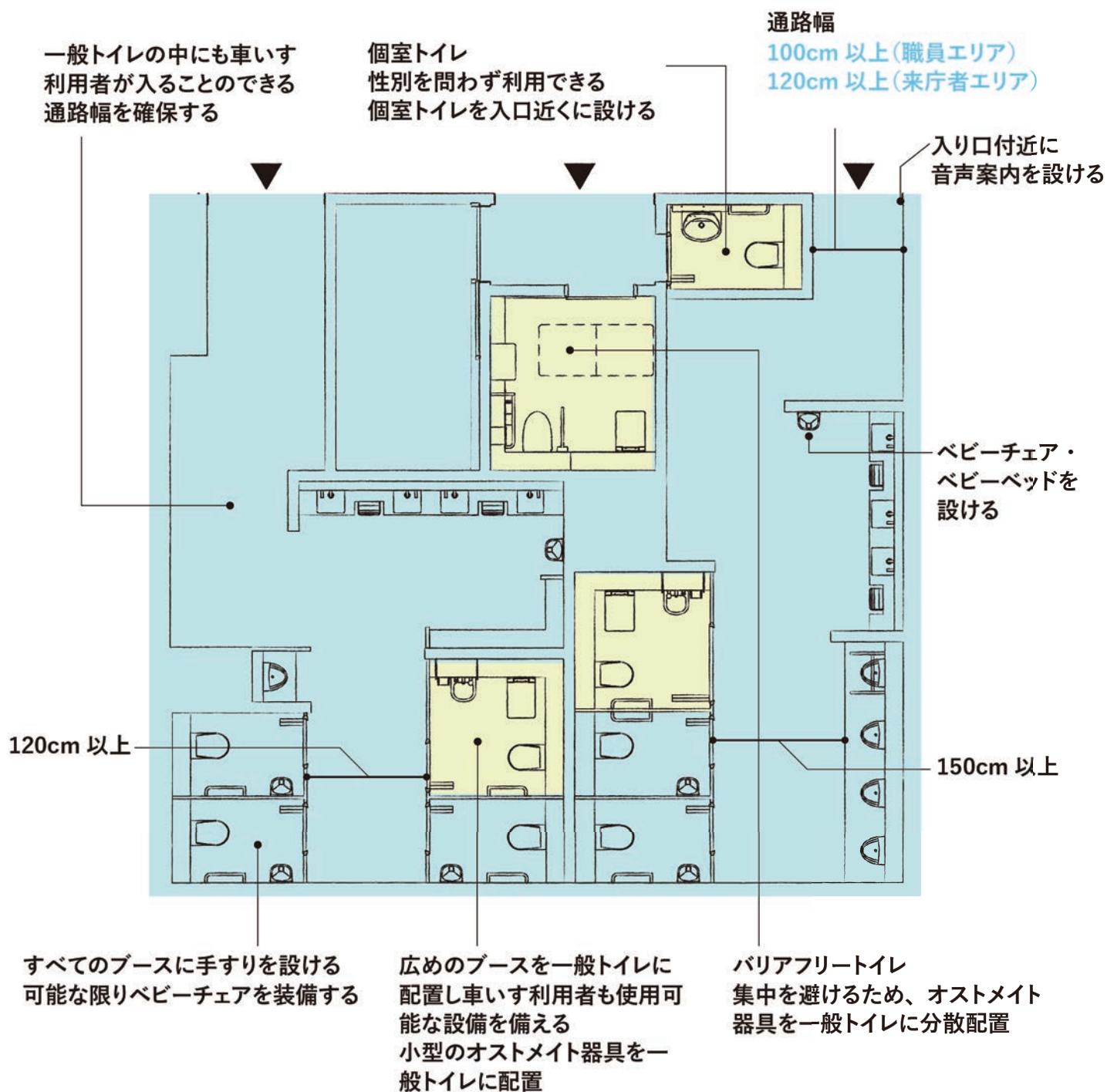
全エリア共通

車室長さ550cm 以上

幅 350cm 以上

08 トイレ

バリアフリースペースに多くの機能を集中させるのではなく、一般トイレにも補完機能を持たせます。性別を問わず利用できる個室トイレを分散配置します。



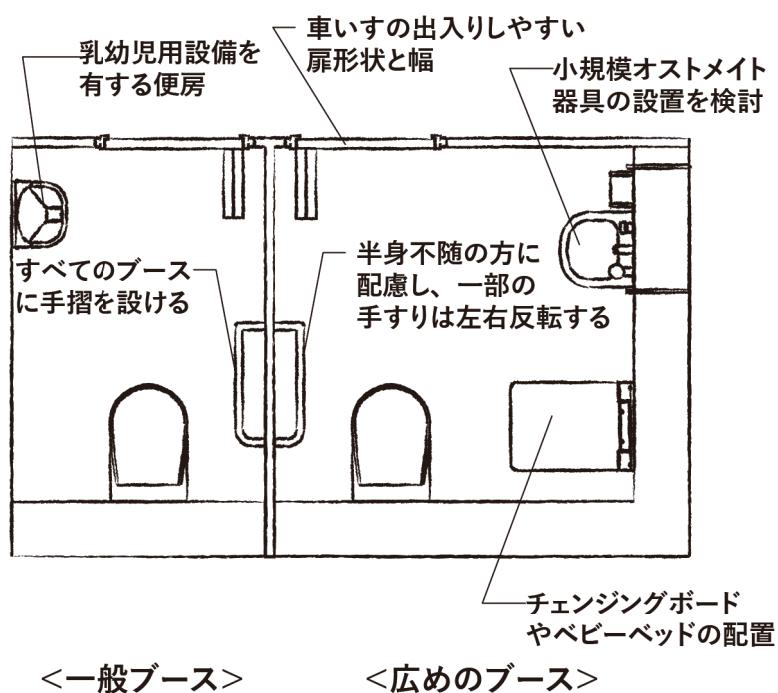
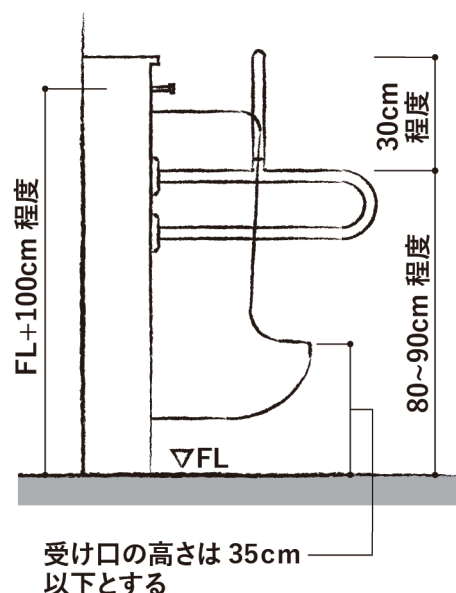
全エリア共通

バリアフリースペースに機能を集中させるのではなく一般トイレにも多様な機能を分散配置する。

08-1 一般トイレ

機能が集約された従来のバリアフリートイレは、利用者が集中することで、必要な時に利用できない場合があります。そこで、一般トイレにさまざまな機能を分散配置することでバリアフリートイレへの一極集中を避け、多様な利用者が円滑に利用できるように配慮します。

<小便器の設置例>



<一般ブース>

<広めのブース>

屋内エリア

<職員工エリア>

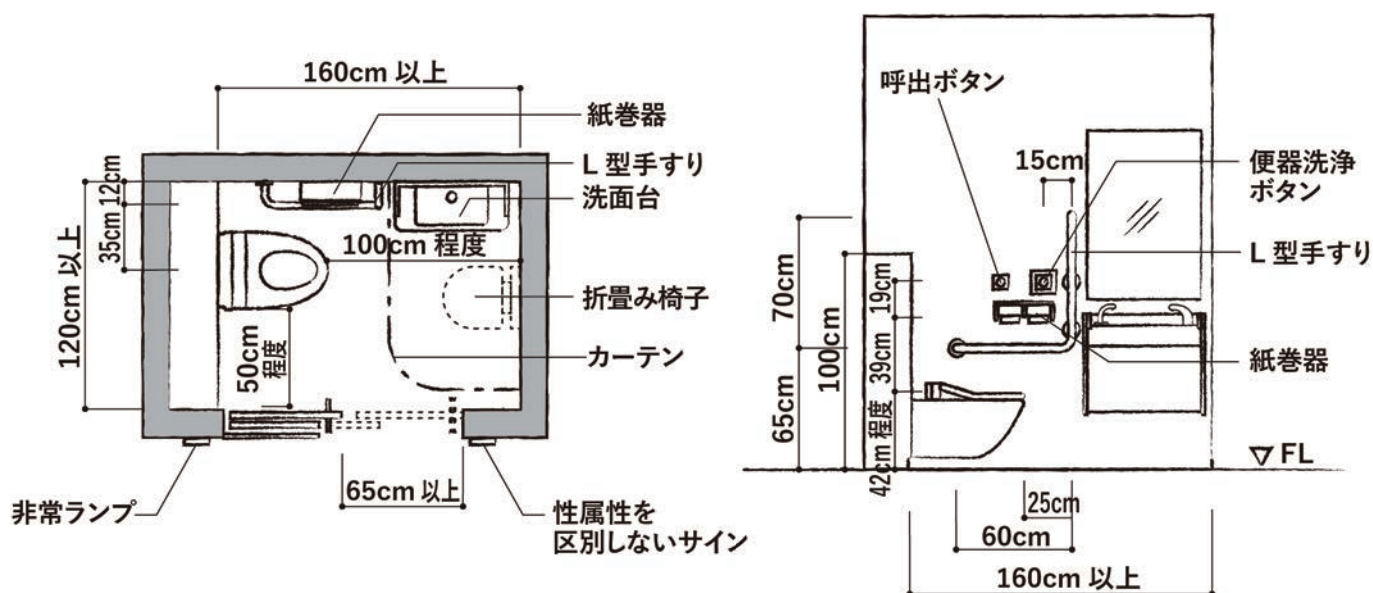
出入口 扉の幅 **85cm** 以上
トイレ内 通路幅 **100cm** 以上

<来庁者エリア>

出入口 扉の幅 **85cm** 以上
トイレ内 通路幅 **120cm** 以上

08-2 個室トイレ

利用者と介助者、親と子で性別が異なる場合や、性別が限定されたトイレが使いづらい方にも安心して利用できるよう、性別を限定しない個室型のトイレを設置します。複数の方が同時に入室することを考慮し、カーテンなどの仕切りによりプライバシーが確保できる工夫を行います。



※ベビーチェアの設置を検討する。

屋内エリア

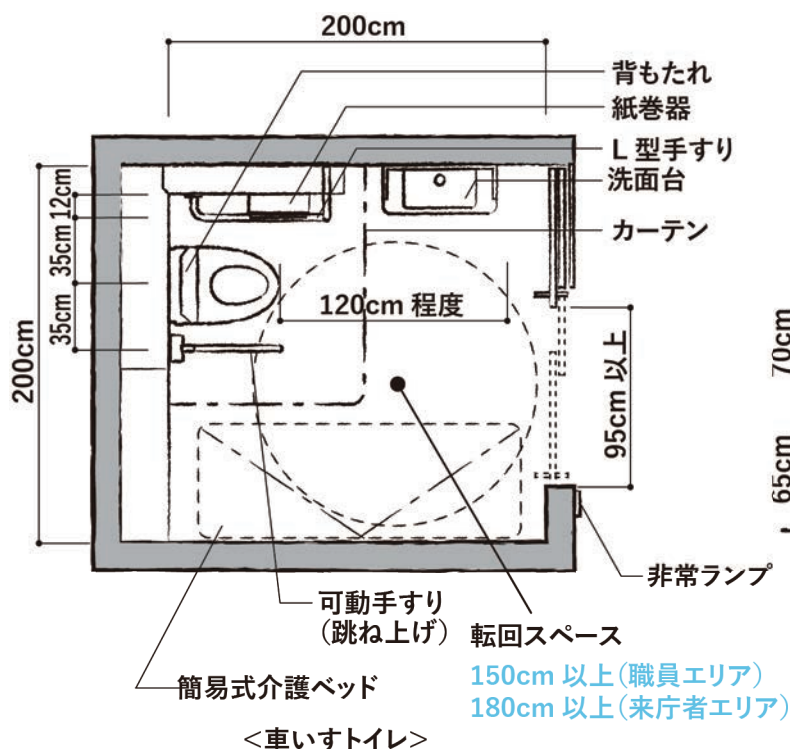
<来庁者エリア>

出入口 扉の幅 65cm 以上

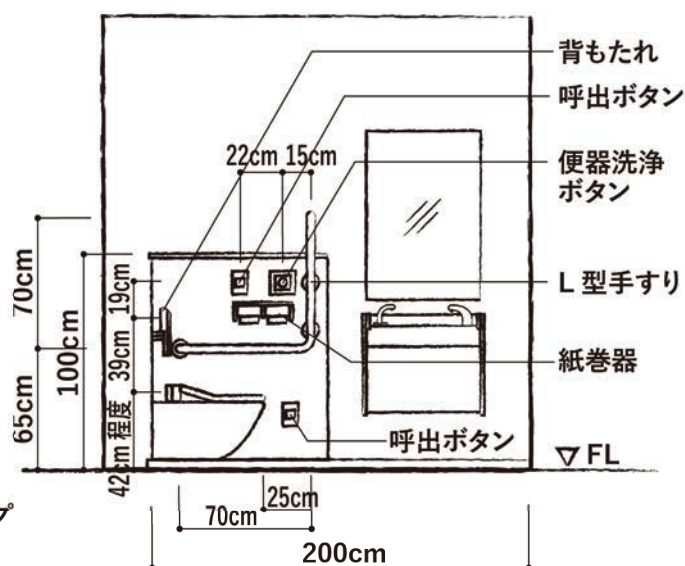
08-3 バリアフリーストイレ

従来、「多機能トイレ」や「車いす使用者用トイレ」とも呼ばれていたものを、高齢者や障害のある方等の利用に適正な配慮が必要なトイレを総称して「バリアフリーストイレ」と表記します。

車いす使用者の使用や介助者を含む複数名での使用を想定した機能を備えたトイレを計画します。



<車いすトイレ>



<車いすトイレ 展開図>

※半身不随の方に配慮するため、同階に複数室設ける場合は左右反転したレイアウトを用意する。

※大型介助ベッドを設ける場合は、出入口をふさがないように留意する。

※確保できる室面積に応じて、設置する機能を適切に選択する。

※移乗のための天井吊りリフターの設置されたブースを施設内に 1 か所設けることを検討する。

屋内エリア

<職員エリア>

車いす便房の内法寸法は
幅 **170cm** × 奥行 **150cm** 以上

車いす便房には
径 **150cm** 以上の転回スペース

<来庁者エリア>

車いす便房の内法寸法は
幅 **200cm** × 奥行 **150cm** 以上

車いす便房には
径 **180cm** 以上の転回スペース

車いす便房内に
75cm 角以上の移乗スペース